

日 歯 発 第 1535 号
平成 27 年 11 月 20 日
(医療管理・情報管理課扱い)

都道府県歯科医師会会長 各位

公益社団法人 日本歯科医師会
会 長 山 科 透

「化学物質等の表示及びリスクアセスメントに係る関係政省令、指針等の制定」、
「安全データシート (SDS) の交付状況の確認」、「化学物質のリスクアセスメント
に係る周知用パンフレットの送付」について

平素より本会会務の運営にあたりましては、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省労働基準局長から、「化学物質等の表示及びリスクアセスメントに係る関係政省令、指針等の制定について」、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から、「安全データシート (SDS) の交付状況の確認」についての周知依頼がありましたので、貴会会員にご周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

これは労働安全衛生法の一部を改正する法律 (平成 26 年 6 月 25 日) に基づいて、化学物質の人に対する一定の危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討、実施する仕組み (リスクアセスメント) を義務化したもので、関係する政令、省令、指針、通達等が平成 28 年 6 月 1 日から施行となります。

これに伴い、対象となる労働安全衛生法施行令別表 9 に掲げる 640 の化学物質等が対象となっているところですが、主に一般消費者の生活の用に供するための製品は除外となっており、それに含まれるものとして「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定められている医薬品、医薬部外品等については適用除外となっております。

しかしながら、医療機器は適用除外となっていないため、医療機器であるものを含め金属材料等化学物質を取り扱う歯科診療所や院内の歯科技工室等においては対象となる場合も想定されます。

したがって、640 の化学物資のうち歯科分野で想定される主な化学物質等について、日本歯科材料工業協同組合にご協力を賜りました結果、下記一覧の通り取りまとめたいただきましたので、ご参考としていただきますようお願い申し上げます。ただし一覧に示した以外の物質も対象となっている場合も想定されますので、会員歯科診療所で扱う物質が該当するかどうかのご判断も含め、ご不明な点があります場合には、都道府県労働局または労働基準監督署の健康主務課 (参考) にご相談ください。

なお、該当となる場合には、取り扱う事業所の規模の大小や取り扱う量の多い少ないに関わらず、取り扱う化学物質の状況に応じて①譲渡又は提供する際における容器又は包装へのラベル表示、②安全データシート (SDS) の交付、③化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの 3 つの対策を講じる必要があります。各々の対策の実施の必要性については別添

のパンフレットをご一読頂きますようお願い申し上げます。

今般行政からの各通知につきまして、厚生労働省担当部局等と確認作業を行っておりました関係上、ご連絡が遅くなっておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○労働安全衛生施行令別表第9に掲げる640のうち歯科分野で想定される主な化学物質等

番号	物質名
58	インジウム及びその化合物
137	銀及びその水溶性化合物
142	クロム及びその化合物
172	コバルト及びその化合物
312	シリカ
313	ジルコニウム化合物
322	すず及びその化合物
379	銅及びその化合物
418	ニッケル及びその化合物
437	白金及びその水溶性塩
557	メタクリル酸メチル

(添付資料)

○化学物質等の表示及びリスクアセスメントに係る関係政省令、指針等の制定について

(厚生労働省労働基準局長／基発 0918 第4号・平成27年9月18日)

○安全データシート (SDS) の交付状況の確認について

(厚生労働省労働基準局安全衛生部長／基安発 0918 第1号・平成27年9月18日)

○化学物質のリスクアセスメントに係る周知用パンフレットの送付について

(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課／事務連絡：平成27年10月13日)

(参考)

○厚生労働省 化学物質管理に関する相談窓口のご案内

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>

○都道府県労働局または労働基準監督署の健康主務課

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>